



消費生活センターからのお知らせ

『チャレンジザ消費者カアツ講座2016』の日程が決まりました!!

自立した消費者として必要とされる基礎的な知識である、衣・食・住・環境・生活経済・契約・悪質商法などを学ぶ連続講座(全12回)を開催します。希望者は「消費者力検定」で力試しもできます。ご自身の消費者力を磨くとともに、地域の見守り活動に活かしてみませんか? 募集の詳細は区報(4月15日号)をご覧ください。

日程	5/31、6/7・21、7/5・19、8/30、9/13・27、10/11・25、11/22、12/6 (全12回)	会場	目黒区消費生活センター 3階 研修室
	いずれも火曜日、午前10時~12時	対象	区内在住・在勤・在学の方
検定	団体受験日は11/15(火)の予定。受験は任意	費用	テキスト・ワークブック代として2,916円 (検定の団体受験料は別途自己負担)



はい 消費者相談です

光回線とのセット契約で格安になる引越しサービスの契約は慎重に!

Q インターネットの価格比較サイトを利用し、料金の安い引越し業者を探した。その中に「引越しと光回線をセットで契約すると、引越し料金が百円になる」という業者を見つけ、契約をした。

しかしその後、あまりに安くて不安になり、キャンセルの電話をしたが、引越しと光回線の両方の契約がきちんと解約されるか不安だ。



A 今回の相談は、引越し予定の3日前のキャンセルだったので、引越しは「標準引越運送約款」に基づき解約手数料なしで解約することができました(前日で運賃の10%、当日で20%以内の解約手数料)。光回線契約は契約前だったので、問題は特にありませんでした。

格安料金というだけで契約先を決めるのはトラブルのもとです。注意しましょう。



めぐニャンからのアドバイス

- 光回線契約ができるのは、通信会社の代理店のみです。代理店ではない業者からの勧誘には注意しましょう。
- 引越しの見積りは複数の業者に依頼し、価格だけでなくサービス内容(作業人員数、エアコンの取り付けやダンボールの用意など)も含めて、十分に検討しましょう。
- 見積書とともに必ず約款を確認し、疑問があれば業者に確認しましょう。引越し業者は見積り時に、「標準引越運送約款」または国土交通大臣の認可のある「約款」を申込者に提示することになっています。
- ダンボールは契約する前に受け取らないようにしましょう。受け取る場合は契約しない場合の返送や代金について確認しましょう。
- 引越し作業中のトラブルは、その場で必ず申し出ましょう。荷物の紛失や破損は「標準引越運送約款」では引渡し日から3ヶ月以内に連絡しないと業者の責任を問えません。引越しが終わったら、すぐに荷物を確認しましょう。

シグナル90号に関するご意見や今後の発行に関するご要望をお寄せください。

目黒区消費生活センター (目黒区産業経済部産業経済・消費生活課)

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター内
TEL: 03-3711-1133 FAX: 03-3711-5297



目黒区 消費生活

検索

メールマガジンを配信しています。

